

実務者検討委員会（第 15 回） 議事概要

日時：令和 5 年 4 月 11 日（月） 16 時 00 分～17 時 40 分

場所：オンライン

【議事】

- (1) デジタルアーカイブアセスメントツール及びデジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン改定について
- (2) 知的財産推進計画 2023 の検討状況について
- (3) 実務者検討委員会及びワーキンググループの議論の経緯等（案）について
- (4) デジタルアーカイブジャパン・アワード（2023）の実施について
- (5) その他

(1) デジタルアーカイブアセスメントツール及び

デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン改定について

- 国立国会図書館より資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3 について説明

〈主な意見〉

＜アセスメントツールの内容について＞

- アセスメントツールの中に複数の記載がある長期保存について、データの保存という狭い意味に捉えられないように、長期の利用を提供することが必要であるということが分かるようにした方がよい。
- 重要項目とチャレンジ項目の 2 つにしたことは分かりやすくよいが、重要という言葉が適切かどうか。「本当に大切」という意味が適切なので、「重要」ではチャレンジに近い。「必須」よりは弱いイメージではないか。項目によっては、機関には重要だが、利用者には重要ではない場合もある（e.g. メタデータの公開範囲／自らの施設内での利用）。
- アセスメントツールの項目で、重要項目にもチャレンジ項目にも○印が付いていない項目については、推奨しているのか、補足的な項目なのかが分からないのではないかと。
- チャレンジする場合の必須項目という捉え方をすれば分かりやすいのではないかと。何か工夫は必要。

＜ガイドラインの内容について＞

- 「自らのデジタルアーカイブ活動をデザインする」という小見出しはよいが、「自ら」は英語だと「My」になるので、「自分たち」にしたほうがよい。（前段からの）小見出しの流れを考えると「デジタルアーカイブ活動をデザインする」だけでもよいのではないかと。

- 博物館法の改正により、デジタルアーカイブ化に係る事業が博物館の業務として明確に位置付けられたことについて、記載をした方がよい。また、今国会に著作権法改正法案が提出されている「簡素で一元的な権利処理方策」についても、デジタルアーカイブの活動の進展にどのように有益に関わってくるのかという視点で、盛り込むとよい。
- 現在の構築・共有・活用ガイドラインは、平成 29 年公表。平成 30 年の著作権法改正（法 47 条の 5 やいわゆる日本版 Google book search 条項など）が反映されていないので、簡略にでも触れておくるとよい。運用等は脚注参照等でのよいのではないか。
- 「デジタルアーカイブ活動」が定義されていることは重要だが、名詞的なのか動詞的なのかはもう少し整理が必要。アセスメントツールの項目と要調整だが、ガイドラインの方はデジタルアーカイブ活動ということ自体を前面に押し出したほうがよい。
- AI による活用については、書き込む必要があるのではないか。
- （議事（2）の意見より）（中略）分野横断権利情報検索システムとの連携の必要性を、改定予定のガイドラインにも反映したほうがよい。

<その他について>

- ガイドライン等が多くなってきたので、過去のガイドライン等との関係や知財推進計画との関係など、それぞれの関係性が分かると、利用者側としては、どこから把握するかが分かり、より活用に向かうのではないか。最終的にはアセスメントツールを使っていくというメタ的なガイドが、そろそろ必要な段階ではないか。見取り図あるいはサイトマップのようなイメージ。
- 目的によって読み始めるところが分かり、さらに何を中心に考えるか等が分かるメタドキュメントをつけられるとよい。
- ガイドラインを広く使ってもらうための努力がまだまだ不十分なところがある。特に地方機関。地方機関で頼りにされるベンダー企業への普及も弱い。個別に普及策を考えた方がよいのではないか。せっかく議論して作ったガイドラインなので、もっと利用されてほしい。

(2) 知的財産推進計画 2023 の検討状況について

- 内閣府知的財産戦略推進事務局より資料 2 について説明

<主な意見>

- AI が、あたかも人間が作ったかのようなものを生み出す時代になり、人が作ったものがむしろ価値を持ち得る時代になるのではないか。ジャパンサーチは、人が作ったものを確実に保存していることが強みであり、そこに役割や価値があるのではないか。今後の議論には、そういった切り口があるとよい。
- ジャパンサーチと連携しているメディア芸術データベースに漫画原画のアーカイブを入れる話があるが、その際には、分野横断権利情報検索システムを考慮した（漫画原画アーカイブの）メタデータ設計が必要になるのか。その場合は、今回改定するガイドラインとの関係をどう考えるべきか。

- 新たなアーカイブを構築するときに、権利情報検索システムを意識したメタデータ設計が必要かについては、はっきりと一つの方向性があるわけではないが、基本的には各データベースにあるものを活用する。ジャパンサーチについては、今持っているものが権利情報データベースに有用であれば、それを提供することが基本。
- 漫画の原画には、デジタル化されていないものも多くあるが、場合によってはデジタル化したうえで利活用提供することが可能かどうか等について、議論はされているのか。
 - 漫画原画の散逸を防ぐために、デジタル化して保存が必要という点については、政府内で、メディア芸術振興の中核ともなる国際拠点の形成の中で、議論がされている。一方、漫画原画も含めコンテンツそのもののデジタル化をより推進する必要についても、特にAIの学習用データとしての活用の文脈において、与党内で声が強くなってきている。
 - 日本で作られるコンテンツの世界的なプレゼンスを高めるといったときに、ジャパンサーチが扱ってきた分野とは遠いメディアアートや漫画・アニメが注目されがちだが、例えば、それらをジャパスタディー等の教育利用や、インバウンド利用をするときには、分野横断権利情報検索システムとの連携についてどのような議論が行われているのか。
 - 当システムの重要なインフラである権利情報データベースは、基本的にはニーズのあるところから優先的にデータベースを整備して、将来的にはあらゆるコンテンツ、あらゆる著作物について、権利情報データベースにきちんと権利情報があることを目指している。どういふところと、どのような優先順位で、どのように繋いでいくかは、今後の検討。
 - （分野横断権利情報検索システムで検索する）権利情報については、国や業界団体が管理することが進むと思われるが、地方機関や地方自治体においては、権利情報についての表示や確認は、あまり議論にならない傾向。地方にあるアーカイブの価値の発見に資するなど、将来のためにも分野横断権利情報検索システムとの連携の必要性を、改定予定のガイドラインにも反映したほうがよい。
 - ジャパンサーチ上の簡易利用条件表示と実際の運用が、正確に一致をしない場合もあることから、実際に権利情報データベースと繋ぐ時には、ジャパンサーチ内でフローの整理が必要になるかもしれない。むしろ、こういう動きを見据えながら、ガイドラインやジャパンサーチの実運用のところを整理する必要があるのではないか。
 - 現状、ジャパンサーチ上の簡易利用条件表示は、利用できるかどうかの絞り込みのためのもの。実際のライセンスについては、アーカイブ機関に誘導している。しかし博物館、美術館等は、運用スキームや人材不足等の理由でビジネスユースに対応できない状況がある中で、社会インフラとして、分野横断権利情報検索システムが整えば、有用なビジネスユースに道が開けるとも考えられるのではないかと。
 - ジャパンサーチとの分野横断権利情報検索システムとの連携については、API 連携を想定している。
 - ジャパンサーチと連携しているアーカイブ機関に対しては、API 提供以外の利用を約束いただいていないので、さらに踏み込んだ提供の仕方になる場合は、ジャパンサーチ側で受けていくことにはなるが、アーカイブ機関の意向などを精査する仕組みを作る必要がある。
 - ジャパンサーチはこれまで、非営利目的での利用が可能なコンテンツを提供している組織等を優先

的に取り込んできた。商用コンテンツについては、一部を除いて連携をしてこなかったが、連携に資する商用コンテンツもある中で、ジャパンサーチと連携した分野横断権利情報データベース側で権利情報の管理をしてくれるのであれば、柔軟に商用コンテンツも取り込める部分ができるのではないか。

(3) 実務者検討委員会及びワーキンググループの議論の経緯等（案）について

• 事務局より資料 3 について説明

- 国際的な利用などについて、ジャパンサーチがこの 5 年間で進めてきたことの評価、あるいはジャパンサーチを使うことによって、何かが変わったということが、書き込めるとよい。
→国際的な利用の例としては、Europeana 主催の GIF アニメ作成コンテスト「GIFU IT UP」に毎年参加し、ジャパンサーチのコンテンツを使ったギャラリーを GIF アニメ制作用に提供している。また、昨年度については、Europeana と Digital New Zealand と協力し、両プラットフォームのデジタルコンテンツを利用したギャラリーをジャパンサーチ内に作成している。
- ジャパンサーチの構築前は、欧州の Europeana、米国の Digital Public Library of America、オーストラリア（New Zealand）の Digital New Zealand のように、エリアごとにメタデータを集約したサービスがあったが、日本は空白地帯だった。ジャパンサーチによって、その空白地帯を埋め、IIIF へ対応する等の結果、メタデータのモダンな形としては世界の標準に追いついてきたことは書き込んでよいのではないか。
- 抽象的な成果だけでなく、細かい具体的な成果も書いてよいのではないか。公式ツイッターの発信数、平均リツイート数、フォロワー数の増加率など。着実に日常化に貢献している。地道に続けてようやく定着してきているというのがデジタルアーカイブを日常にするというテーマとすごく合致している。ぜひ盛り込むとよい。

(4) デジタルアーカイブジャパン・アワード（2023）の実施について

• 知財事務局より資料 4 について説明

〈主な意見〉

- 一般からも投票を受け付けていいのではないか。アワードの知名度を上げることにもなるし、多くの人々が、自分が主体的に関わって、賞決めに参加しているという感覚を得てもらうという意味もある。
- 選考委員に、企業やクリエイター等、違う分野の委員が 1 ～ 2 人いた方がよい。
- 授賞候補については、一般から推薦を受ける等、広く募集することがあってもよいのではないか。
- 広くすることは賛成だが、事務方の作業を考えると、事務方で予備リストを作成する段階を広くして、例えばクリエイター推薦であるとか、一般推薦といった枠があるとよいのではないか。

(5) その他

- 知財事務局よりデジタルアーカイブフェス（2023）の日程候補について報告。

※特段、発言なし

以上